

第174回 判例地方自治研究会

作成者 石田 純

1 期日 令和5年3月31日(金) 18時30分～ オンライン (zoom) 会議

2 参加者 須田、澤村、石田、川口、片木、今井、迫 (以上7名・敬称略・順不同)

3 発表課題

発表担当：今井学先生

(1) ゴルフ場用地の登録価格の算定に係る国家賠償等請求事件(丹波市) 最判令和4年9月8日

事案 ゴルフ場の用に供されている兵庫県丹波市所在の一団の土地(本件各土地)に係る固定資産税の納税義務者である上告人Xが、土地課税台帳に登録された本件各土地の平成30年度の価格を不服として丹波市固定資産評価審査委員会(本件委員会)に審査の申出をしたところ、これを棄却する旨の審査の決定(本件決定)を受けたことから、上記価格の適否に関する本件決定の判断に誤りがあるなどと主張して、被上告人Y(丹波市)を相手に、①本件決定のうちXが適正な時価と主張する価格を超える部分の取消しを求めるとともに、②国家賠償法1条1項に基づき、弁護士費用相当額等(200万円及び遅延損害金)の損害賠償を求める事案。

争点 ① 固定資産課税台帳に登録された価格は評価基準によって決定される価格を上回っているか。(取消訴訟)

② 固定資産評価委員会の委員に職務上の注意義務違反が認められるか。(国賠訴訟)

判旨 (①について) 本件ゴルフ場のコース区分を丘陵コースと認定した点について、本件各土地は、山間に存在するものの、昭和16年にはすでに滑空場として平坦に整備されていた土地であること等からすると、本件ゴルフ場の造成に当たってはほとんど土工事を要しなかったと解される。そうすると、本件ゴルフ場の造成費の評定に当たっては、平野部に作られ、造成費、特に土工事をあまり要しない林間コースの平均的造成費を用いるのが相当であり、林間コースより高額となる丘陵コースの平均的造成費を用いて評定をすることは本件各土地の価額を過大に算出するもので、評価基準に反する。

→取消訴訟については、第一審、原審とも認容し、この点についてYは上告せず。

(②について) 土地の基準年度に係る賦課期日における台帳登録価格(登録価格)が評価基準によって決定される価格を上回る場合には、その登録価格の決定は違法となると、本件各土地の取得価額につき山林比準方式を用いて評定する以上、整合性の観点から、丘陵コースの平均的造成費(840円/平方メートル)を用いて造成費を評定することが合理的である旨の被上告人の理由については、本件各土地につき必要な土工事の程度を考慮することなく上記の額を用いて造成費を評定し得るとの見解に立脚した点において、評価基準の解釈適用を誤っているものであり、ゴルフ場用地の造成費は必要な工事の程度に応じた評定が予定されており、固定資産評価基準において、ゴルフ場用地の取得価額と造成費は、飽くまでも別個に評定すべきものとされていることからすると、相当の根拠はないものであり、本件委員会の委員に職務上の注意義務違反が認められないとした原審の判断には、国家賠償法1条1項の解釈適用を誤った違法がある。

→取得価額との整合性について一定の合理性があるとした第一審・原審の判断を破棄、差戻し。

(2) 造成土地の崖崩れに係る損害賠償請求事件(横浜市) 東京高判令和2年11月26日 発表担当：迫先生

事案 平成26年10月5日に台風18号による豪雨に伴い横浜市緑区白山で発生した崖崩れ(以下「本件崖崩れ」という。)により被害を受けた住民Xらが、横浜市Yに対し、本件崖崩れの発生した土地の所有者であったAが宅地造成等規制法(以下「法」という。)に違反した造成工事を行ったことにより同土地で崖崩れが発生する危険が高くなっていったにもかかわらず、Aに対して適切な規制権限を行使しなかった違法があるとして、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償を請求した事案。なお、Yは平成22年3月9日に工事停止命令及び是正勧告を行ったが、十分な是正措置が行われず、平成23年2月25日以降、本件崖崩れまで何らの指導等も行わず、平成23年4月の異動の時点で引継ぎもされていなかった。

争点 本件権限不行使が国賠法1条1項の適用上違法となるか否か(予見可能性・結果回避可能性。)

第一審 遅くとも平成23年2月25日から数か月を経過した時点ではツツキ企画が本件は正工事を継続しないことが客観的に明らかになっていたということができ、被告もそのことを容易に認識し得たというべきであり、是正措置命令を発するための被告の負担はさほど大きくなかったと考えられることといった本件の諸事情を勘案すると、Yは上記時点において法14条3項に基づきツツキ企画に対して是正措置命令を発すべきであったということができ、これを行わなかったことは、法の趣旨、目的等に照らし著しく合理性を欠くものであって、国家賠償法1条1項の適用上違法と評価すべきものである、としながらも、因果関係としての結果回避可能性について、Xが主張する是正工事によって、本件崖崩れの発生を防ぐために十分なものであったと認めるには足りないとして、被告がツツキ企画に対して是正措置命令を発しなかったことと本件崖崩れの発生との間に因果関係を認めることはできないと判示し、請求を棄却した。

判旨 本件崖崩れの原因としては、50年確率24時間降水量に匹敵する降水量(288mm)により、排水パイプの埋没等が発生したことによるものであるところ、そのような点を認識できたことをうかがわせる事情はなく、Yが平成22年9月に現地調査を行った時点で、本件土地の斜面は一定程度ならされ緩斜面化し、斜面全面が草に覆われた状態であって、緊急工事停止命令(同年3月)を発した時と比べると、本件土地の地表面から土砂が流出する危険性は相当程度低減した状態になっており、その後本件土地の近隣住民からも本件土地に関する陳情がなかったことからすると、Yの長において、本件崖崩れが発生する前に、本件崖崩れを予見することはできなかったものと認められる。また、本件は正工事により設置される排水施設は地表水の排水の機能を有するものにすぎず、50年に一度の記録的な豪雨であったことや水みちによる周辺土地も含めた雨水及び地下水の集中が主要な要因となっている本件崖崩れを回避することができたか疑問があり、是正措置命令を発しても本件崖崩れを回避することができた可能性は乏しかった。

→Yの長に予見可能性や結果回避可能性がなかったことから、被控訴人の長に是正措置命令を発する作為義務があったとまでは認められず、被控訴人の長が是正措置命令を発しなかったことが国家賠償法1条1項の適用上違法であるということとはできないとして、そもその違法性を否定し控訴を棄却した。